3　特定官職（本府省の課長等）への任命

本府省の課長相当以上の官職及び地方支分部局、施設等機関等のこれと同等の官職並びに特定独立行政法人の官職のうち人事院の定める官職（以下「特定官職」という。）に昇任、採用、配置換等を行う場合には、その職責の高さに鑑み、情実人事を求める圧力や働きかけその他の不当な影響を受けることなく、公正に任用が行われる必要があるため、職務遂行に必要な知識、経験、管理・監督能力等の有無（人事院の定める要件を満たすこと）を、経歴評定、人事評価の結果、その他客観的な判定方法により、公正に検証しなければならない。なお、この要件によることができない場合等には、あらかじめ人事院と協議することとされている。

また、特定官職への昇任等を行った場合（人事院にあらかじめ協議した場合を除く。）には、任命権者はその旨を人事院に報告することとされている。

人事院が定める特定官職の総数は、平成25年３月31日現在2,336あり、平成24年度中における特定官職への昇任等に係る各府省からの報告は532人、協議は９人である。その内訳は表１－５に示すとおりである。

表１－５　平成24年度特定官職（本府省課長等）への任命の報告・協議状況

（単位：人）

区分＼官職	次官級	本府省局長級	本府省審議官級	本府省課長級	計
採　　用	2 3	0 0	14 3	29 1	45 7
昇　　任	22 0	55 0	120 1	160 0	357 1
転　　任	1 0	6 0	30 0	43 1	80 1
配 置 換	0 0	8 0	11 0	31 0	50 0
計	25 3	69 0	175 4	263 2	532 9

㈱　上段は「報告」、下段は「協議」の人数を示す。

4　女性国家公務員の採用・登用の拡大

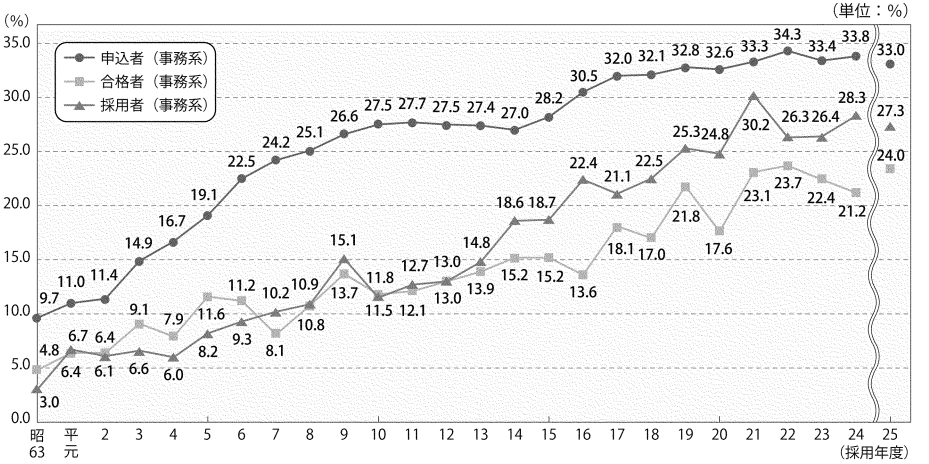
⑴　女性国家公務員の採用・登用拡大に向けての取組状況

国の行政への女性の参画は、男女共同参画社会実現のために政府全体として積極的に取り組むべき重要な課題である。このため、人事院策定の「女性国家公務員の採用・登用の拡大等に関する指針」（平成23年１月改定）（以下「指針」という。）に基づき、各府省は平成27年度（2015年度）までの目標を設定した「女性職員の採用・登用拡大計画」（以下「計画」という。）を策定し、具体的な取組を進めている。

このうち採用については、平成24年度の採用者に占める女性の割合は28.3%で前年度（26.4%）を上回ったものの、平成25年度には27.3%（内定者）と減少しており、今後とも、優秀な女子学生を公務に誘致するために、各府省と協力して行う人材確保活動を強化していく必要がある。

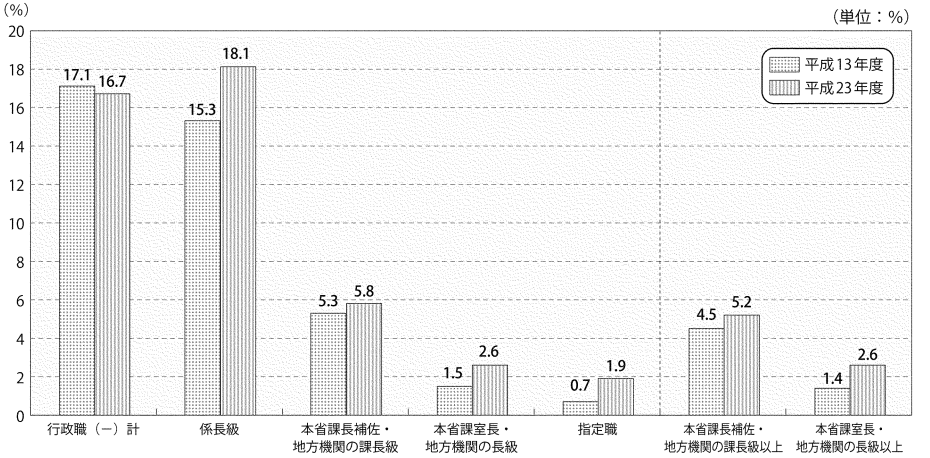
また、管理職等への登用については、図１－７のとおり、各役職者に占める女性の割合が徐々に高まってきている。今後とも、優秀な女性職員の登用が推進されるよう、各府省におけるより一層の取組強化が必要である。

図１－６　Ⅰ種試験・総合職試験（事務系区分）の申込者・合格者・採用者に占める女性の割合の推移



（注）１　申込者・合格者は、前年度に実施された試験の実施に基づく割合
２　採用者は、当該年度採用者数（過年度合格者等を含む）の割合
３　平成25年度採用は平成25年3月31日現在の採用（内定）者に占める割合であり、防衛省を含む。
４　Ⅰ種試験は行政区分、法律区分及び経済区分の合計であり、総合職試験は院卒者試験（行政区分）及び大卒程度試験（政治・国際区分、法律区分及び経済区分）の合計である。

図１－７　役職者に占める女性の割合（行政職㈠、指定職）



（注）１　人事院「一般職の国家公務員の任用状況調査報告」より作成しており、各年度１月15日現在の割合
２　係長級は行政職俸給表（一）３、４級（平成13年度は旧4～6級）、本省課長補佐・地方機関の課長級は同5、6級（同旧7、8級）、本省課室長・地方機関の長級は同7～10級（同旧9～11級）の適用者に占める女性の割合